

JA ひがしみの行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年 4月 1日 ～ 令和11年 3月31日までの3年間

2. 目標

1：計画期間内に、男性職員の育児休業取得率を30%以上とする

<対策>

- 令和8年4月～ 制度内容の周知（掲示・イントラネット等）
- 令和8年5月～ 管理職へ育児休業取得促進の意識付け。
- 対象者把握時に個別説明を実施。

2：年次有給休暇の取得日数を、1人あたり平均年間12日以上とする

<対策>

- 令和8年4月～ 前年度有休取得状況の把握と見える化
- 令和8年5月～ 所属長会等で取得促進の周知
- 計画的付与制度の活用を推進

3：時間外労働及び休日労働時間の年間平均の150時間以下とする

<対策>

- 令和8年4月～ ノー残業デーの継続実施
- 長時間労働者の把握と個別指導
- 定期的な進捗確認（所属長会等で共有）